



# 青葉ニュースレター

Vol. 62

2018年4月27日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループおよびその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規および関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用およびその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2802 1092      FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158      FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798      FAX: (86-20) 3878 5337

## 目次

配当利益による直接外資投資の『源泉徴収所得税』一時免除 .....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
「小型薄利企業」増値税免除政策の延長.....	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主要内容】.....	6
企業の海外所得税控除・免除政策改善 .....	8
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	8
「統一社会信用コード付営業許可証」の差し換え発行.....	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
中国本土で就労する香港、マカオ、台湾出身者の住宅積立金待遇 .....	11
【背景】.....	11
【影響】.....	11
【主要内容】.....	11
法律関連ケーススタディ「病気休暇中に旅行した場合、解雇できるか?」.....	12
【概要】.....	12
【一審判決】.....	13
【二審判決】.....	13
【再審判決】.....	13

## 配当利益による直接外資投資の『源泉徴収所得税』一時免除

### 【背景】

近年の外資企業の中国撤退の状況を鑑み、海外投資家の誘致を強化し、海外投資家による中国への投資を奨励するため、財政部、税務総局、国家発展改革委員会、商務部が共同で「海外投資家が配当利益で直接投資する場合の源泉徴収所得税の一時免除に関する通知」を発表した（以下「通知」という）。

### 【影響】

「通知」により、海外投資家の源泉徴収所得税の一時免除条件をより具体化した。具体化された項目は以下の通り。

- 優遇税制を受けるプロセスおよび責任
- 継続管理
- 部門間の協調体制
- 条件に満たなくなった場合の税務処理方法
- 特別事項および執行時間

「通知」の公布によって、政府は、海外投資企業の長期的な発展のため、より良い環境を提供、海外投資家の投資誘致の競争力を促進することで、持続的な拡大増加を推進する。

### 【主要内容】

#### 一、一時免除の条件

- 1) 直接投資であること。海外投資家の配当利益での増資、新設、株式買取などの投資行為を含むが、上場会社株の新規発行、無償増資、買取は含まれない。（条件を満たす戦略投資の場合は例外となる）
- 2) 投資用の資金は必ず「投資先企業」または売却の場合は「株式譲渡側」の口座への直接振込とする。間接的な送金は優遇条件を満たさない。

3) 「直接投資推薦類投資項目」であること。すなわち、投資期間内において下記規定された範囲の経営活動に属していることを意味する。

—『外商投資産業指導目録』に明記した「奨励類の外商投資産業目録」

—『中西部地区外商投資優勢産業目録』

## 二、税金申告

「通知」の規定条件に当てはまる海外投資家は、税収管理要求に従って申告を行う必要がある。また、利益を配当する企業は、政策条件を満たす資料を事実通りに提供する必要があり、その企業が適切な審査を経て、海外投資家が本通知規定を満たしていると確定した場合、企業所得税の第 37 条に規定された「源泉徴収所得税」を一時的に納付する必要はない。但し、主管税務機関に届け出を行う必要がある。

## 三、実施日付

「通知」により、源泉徴収所得税の一時免除政策は 2017 年 1 月 1 日から執行する。すなわち、海外投資家が 2017 年 1 月 1 日以降取得した株式利益、配当所得などの投資収益は本通知を適用する事ができる。また海外投資家は「通知」の規定により源泉徴収所得税の一時免除優遇を享受できるが、実際に享受していなかった者に対しては、関連する税金を納付してから 3 年以内に補足申請を行うことで、当該政策の適用が認められ、納付済みの税金の還付が可能となる。

## 【法規リンク】

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2988726/content.html>